

大阪市環境影響評価専門委員会会議録

1 日 時 令和元年 6 月 10 日（月） 14 時 00 分～15 時 40 分

2 場 所 大阪市役所本庁舎屋上階 P 1 会議室

3 出席者

専門委員会委員：秋山 孝正 委員 岩田三千子 委員 内井喜美子 委員

大島 昭彦 委員 岡崎 純子 委員 岡部 寿男 委員

小谷 真理 委員 近藤 明 委員 嶋津 治希 委員

樋口 能士 委員 松井 孝典 委員 道岡 武信 委員

事業者：三菱地所株式会社

独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構 他

大阪市：環境局長

環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡委員会（環境局環境管理部環境管理課長 他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

（1）会長の選出について

（2）部会の設置について

(3) うめきた2期地区北街区開発事業 うめきた2期地区南街区開発事業

環境影響評価方法書について（諮問）

(4) 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書について

(5) その他

5 議事録

【司会】 お待たせいたしました。ただ今から、大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

会長が選出されるまでの間、事務局にて議事進行を務めさせていただきます。

初めに、ただ今ご出席いただいております委員の皆さまは、12名でございます。大阪市環境影響評価専門委員会規則第5条第2項の規定により、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで傍聴者の皆さまにお願いいたします。あらかじめ事務局からご説明させていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

大阪市では5月から、エコスタイルに取り組んでおります。執務室内を28度に設定しておりますので、少し暑く感じられる方は上着を脱いでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、大阪市環境局長の青野よりごあいさつ申し上げます。

【環境局長】 環境局長の青野でございます。本日はご多用の中、環境影響評価専門委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆さま方におかれましては、平素から本市の環境行政の推進に多大なるご指導、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年８月に、委員改選がございましたが、今回が改選後初めての専門委員会となりますので、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

本市では、「持続可能な開発目標であるＳＤＧｓ達成に貢献する環境先進都市大阪」をめざしまして、現在、「大阪市環境基本計画」の改定に取り組んでいるところでございます。

環境影響評価制度は、大規模事業の計画段階から環境への配慮を促し、持続可能なまちづくりを実現させるうえで、非常に重要な役割を担ってございます。

本日は、「うめきた２期地区北街区開発事業 うめきた２期地区南街区開発事業 環境影響評価方法書」及び「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書」につきまして、ご審議をいただくこととしております。

うめきた２期開発は、持続可能な経済・社会システムをサブテーマといたします、「大阪・関西万博」の前年度に一部先行開業をめざしておりまして、本市がめざす関西の中核都市としての拠点機能の強化に資する事業でございます。また、北陸新幹線につきましては、西日本の玄関口でございます新大阪駅での乗り継ぎ、利便性の向上によりまして、「アジアのゲートウェイ」として、内外の結節点機能の強化に資する事業でございます。

これらの事業はいずれも、大阪・関西の成長のエンジンとして期待される開発でございます。

どうか委員の皆さま方におかれましては、これらの開発が「環境先進都市大阪」にふさわしい、

持続可能な開発となりますようにご審議をいただきますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますけれども、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞお願い申し上げます。

【司会】 本日の委員会につきましては、委員改選後最初の会合でございますので、ここで本日も出席いただいております委員の皆さまをご紹介します。

関西大学環境都市工学部都市システム工学科教授の秋山孝正先生でございます。

【秋山委員】 秋山です。よろしくお願いします。

【司会】 摂南大学理工学部住環境デザイン学科教授の岩田三千子先生でございます。

【岩田委員】 岩田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪大谷大学薬学部助教の内井喜美子先生でございます。

【内井委員】 よろしくお願いします。

【司会】 大阪市立大学大学院工学研究科教授の大島昭彦先生でございます。

【大島委員】 大島です。よろしくお願いします。

【司会】 大阪教育大学教育学部准教授の岡崎純子先生でございます。

【岡崎委員】 岡崎でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 京都大学学術情報メディアセンター教授の岡部寿男先生でございます。

【岡部委員】 岡部です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【司会】 同志社大学政策学部准教授の小谷真理先生でございます。

【小谷委員】 小谷でございます。よろしくお願い申し上げます。

【司会】 大阪大学大学院工学研究科教授の近藤明先生でございます。

【近藤委員】 近藤です。よろしくお願いいたします。

【司会】 近畿大学理工学部社会環境工学科教授の嶋津治希先生でございます。

【嶋津委員】 嶋津です。よろしくお願いします。

【司会】 立命館大学理工学部環境都市工学科教授の樋口能士先生でございます。

【樋口委員】 樋口です。よろしくお願いします。

【司会】 大阪大学大学院工学研究科助教の松井孝典先生でございます。

【松井委員】 松井と申します。よろしくお願いいたします。

【司会】 近畿大学理工学部機械工学科准教授の道岡武信先生でございます。

【道岡委員】 道岡です。よろしくお願いします。

【司会】 なお、本日はご欠席されていますが、奈良大学文学部文化財学科教授の魚島純一先生、
関西大学環境都市工学部建築学科教授の岡絵理子先生、京都大学大学院工学研究科准教授の西村
文武先生、平安女学院大学国際観光学部国際観光学科准教授の山本芳華先生が、委員にご就任い
ただいておりますことを、この場をお借りしまして、ご紹介させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます
す。資料は全部で7つございます。初めに、本日の「大阪市環境影響評価専門委員会次第」でご
ざいます。次に、「大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿」と、「大阪市環境影響評価専門委員

会規則」でございます。さらに、「うめきた２期地区北街区開発事業」及び「うめきた２期地区南街区開発事業」に係ります「環境影響評価方法書」と「要約書」、ならびに「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）」に係ります「計画段階環境配慮書」と「要約」を添付させていただいております。

資料の漏れ等はありませんでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。議題の１つ目、「会長の選出について」をお願いしたいと存じます。

大阪市環境影響評価専門委員会規則第２条第１項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがさせていただきますでしょうか。

【樋口委員】 長年、専門委員を務められて、また会長職代理も務められました近藤明先生に、ぜひ会長をお願いしたいと思いますが、皆さま、いかがでしょうか。

【司会】 他に、特にご意見等ございませんでしょうか。特にないようでしたら、近藤先生に会長をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会】 近藤先生をお願いしてよろしいでしょうか。

【近藤委員】 はい。では、お引き受けいたします。

【司会】 ありがとうございます。それでは、近藤先生におかれましては会長席にお移りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【近藤会長】 では、ご指名にあずかりまして、会長職を務めさせていただきたいと思います。

委員会を円滑に運営したいと存じますので、先生方には今後とも、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【司会】 引き続きまして、会長職務代理の指名に移らせていただきます。環境影響評価専門委員会規則第2条第3項の規定により、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理することとなっております。近藤会長にご指名をお願いしたいと存じます。

【近藤会長】 会長職務代理は大島先生をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大島会長代理】 お引き受けいたします。

【司会】 ありがとうございます。それでは、大島先生におかれましては、正面の席にお移りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【近藤会長】 それでは、次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思いますので、皆さま、よろしくお願いいたします。

では、2つ目の議題であります、「部会の設置について」ですが、環境影響評価専門委員会規則第4条第1項の規定により、会長が部会を設置できることとなっています。部会の設置について、事務局から提案はございますでしょうか。

【事務局】 それでは事務局から部会の設置案につきまして、ご提案をいたします。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

部会の編成につきまして、事務局案を作成してございますので、配布させていただきたいと存

じますが、近藤会長よろしいでしょうか。

【近藤会長】 よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元にお配りしました資料に従いまして、部会の編成案につきましてご説明を申し上げます。

部会でございますが、これまでと同様に 12 の専門分野ごとに部会を置いて、ご審議を頂戴したいと考えてございます。

それぞれの部会において、ご就任いただきます委員の方々でございますが、上から順に「総括部会」には近藤会長、大島会長代理、小谷委員、山本委員にご担当いただきたいと存じます。

次に、「大気部会」につきましては、秋山委員、近藤会長、道岡委員、「水質廃棄物部会」につきましては、大島会長代理、嶋津委員、西村委員にご担当いただきたいと考えてございます。

「騒音振動部会」には、秋山委員、松井委員、「地盤沈下部会」には、大島会長代理、「悪臭部会」には、樋口委員、「日照阻害部会」には、岩田委員、「電波障害部会」には、岡部委員にお願いしたいと考えてございます。

「陸生生物部会」には、岡崎委員、「水生生物部会」には、内井委員にご担当いただき、「景観部会」には、岡委員、「文化財部会」には、魚島委員に、それぞれお願いしたいと考えてございます。

なお、本日ご欠席の先生方につきましては、あらかじめ、この提案内容につきまして内諾いただいておりますことをご報告申し上げます。

事務局からは以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

【近藤会長】 ただ今配付されました部会構成の事務局案につきまして、私としましては特段問題はないかと考えていますが、何か、特にご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にないようですので、委員の皆さまには各部会において、積極的なご議論をお願いいたします。

では続きまして、議題の３つ目といたしまして、「うめきた２期地区北街区開発事業 うめきた２期地区南街区開発事業 環境影響評価方法書（諮問）」となっておりますので、大阪市から諮問を受けたいと思います。

【司会】 それでは青野局長、前へお進み願います。近藤会長、よろしくお願いいたします。

【環境局長】 大阪市環境影響評価専門委員会会長 近藤明様

大阪市長 松井一郎

うめきた２期地区北街区開発事業 うめきた２期地区南街区開発事業 環境影響評価方法書について（諮問）

標題について、大阪市環境影響評価条例第１０条第２項の規定に基づき、専門委員会の意見を求めます。諮問理由、令和元年５月１５日付で、事業者から「うめきた２期地区北街区開発事業 うめきた２期地区南街区開発事業 環境影響評価方法書」および「要約書」の提出がありましたので、市長意見を述べるにあたり、大阪市環境影響評価条例第１０条第２項の規定に基づき、貴専門委員会の意見を聴くため、諮問します。

よろしくお願い申し上げます。

【司会】 どうもありがとうございました。どうぞ、お席へお戻りください。

それでは引き続き、近藤会長に議事の進行をお願いいたします。

【近藤会長】 ただ今、市長から「うめきた２期地区北街区開発事業 うめきた２期地区南街区開発事業 環境影響評価方法書」につきまして、諮問を受けたところでございます。

委員の皆さまには、これからご検討をよろしくをお願いいたします。

それでは、当方法書の内容について、事業者から説明をお願いしたいと思います。入場いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ご準備がよろしいようでしたら、説明をお願いいたします。

【事業者】 三菱地所の船橋といいます。本日はご多忙のところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

「うめきた２期地区北街区開発事業 うめきた２期地区南街区開発事業 環境影響評価方法書」につきまして、事業者を代表してご説明させていただきます。

事業の推進に当たりましては、審査等を通じていただいたご意見を踏まえて、環境に十分配慮して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

すみません、着席しての説明とさせていただきます。

では、方法書の表紙をめくっていただきまして、「はじめに」をご覧ください。この方法書はうめきた２期地区北街区開発事業と、うめきた２期地区南街区開発事業という２つの事業に関わる環境影響評価の方法書になっております。これら２つの事業は、基本的には独立した事業であり、

それぞれ単独で大阪市環境影響評価条例の対象事業に該当します。また、相互に関連する事業でもあります。よって、条例第 38 条に基づき、環境影響評価の手続きを併合して行うものです。

では、方法書の内容についてご説明します。1 ページをご覧ください。

1 ページと 2 ページには、うめきた 2 期地区北街区開発事業、以後、略して「北街区事業」と呼ばせていただきますが、北街区事業の事業者の名称等を記載しております。事業者は 9 社からなります。

続いて、3 ページをお開きください。こちらには、うめきた 2 期地区南街区開発事業、以後、「南街区事業」と呼ばせていただきますが、南街区事業の事業者の名称等を記載しております。事業者は 9 社で、北街区と同じとなっております。

続いて、4 ページをご覧ください。4 ページには事業の種類、目的について記載しております。ここで、うめきた 2 期地区の全体の計画概要と本事業の関係について、少し説明をさせていただきます。お手元にお配りしている、うめきたプロジェクト 2 期区域の A 3 の資料をご覧くださいませ。

資料 1 枚目に記載している区域図、真ん中辺りに示させていただいていますけれども、こちらの区域図をご覧ください。

うめきた地区は緑色で示す、約 24 ヘクタールの範囲であり、そのうちの約 7 ヘクタールはグラシンフロント大阪が立地する先行開発区域になっています。

事業の経緯をご覧ください。2 期のまちづくりを進めるにあたり、2014 年の 6 月にうめきた 2

期区域まちづくり検討会が発足し、2015 年の 3 月に、大阪市による、うめきた 2 期区域のまちづくり方針が決定され、「みどり」と「イノベーション」の融合拠点とするまちづくりの目標が示されています。

また、同年 5 月に大阪府・大阪市から都市再生機構へ、基盤整備の事業要請が出ています。都市再生機構の取り組みは資料 2 枚目の右側に示しております。こちらの基盤整備事業概要のところをご覧ください。地図の中で赤色の波線で示されている部分、約 19 ヘクタールの範囲が土地区画整理事業による区域で、2015 年度より都市再生機構により事業が推進されています。

また、その中の濃い緑色で示す、約 4.5 ヘクタールの範囲が、都市公園事業の区域となっており、こちらも都市再生機構による整備予定となっています。

さらに事業主体は大阪市・J R 西日本になりますが、J R 東海道支線地下化事業と新駅設置事業、こちらも同区域内で進められています。

都市公園に隣接する黄緑色の部分が、民間への譲渡対象土地であり、都市公園部分も含めた提案対象区域とする民間提案募集が 2018 年に行われて、事業者 9 社からなるコンソーシアムが選定されました。この民間譲渡対象地が今回の事業計画地となります。

それでは、方法書の 4 ページに戻らせていただきまして、事業計画の内容を説明させていただきます。事業の種類については、北街区事業、南街区事業とも、延べ面積 10 万平方メートル以上、建物の高さ 150 メートル以上であり、大規模建築物の新築の事業に該当します。

次に事業の目的ですが、北、南共通の目的として、大阪および関西の再生をリードし、わが国

に新たな国際競争力をもたらす新たなまちづくりが期待されるうめきた地区において、「みどり」と「イノベーション」の融合拠点形成に向けた開発や、国際競争力のある高度な都市機能と新産業創出、知的人材育成の拠点となる中核機能の導入等により、大阪駅周辺地域や関西圏の活性化を誘因し、先行開発区域とともに、大阪および関西の都市再生の推進に貢献することを目的としています。

こうした共通の目的のもと、北街区事業としては、商業、宿泊、住宅、中核機能を主体とし、世界にリードするイノベーション創出拠点を形成することを目的としています。また、南街区事業では、商業、業務、宿泊、住宅、および国際集客・交流機能を主体に、にぎわいや交流のある世界に開かれた大阪にふさわしい国際競争力のある高度な都市機能集積を形成することを目的としています。

次に、事業計画地の位置ですが、5 ページ、6 ページに絵地図を示しています。今回のアセス対象事業である北街区事業、南街区事業の計画は、このうめきたの一部、6 ページの図に青色で示している範囲になります。北街区と南街区の間は幅員 40 メートルからなる都市計画道路と、都市公園が立地、整備される予定となっています。このうめきた地区は、J R 大阪駅、地下鉄の御堂筋線、阪急阪神の梅田駅など、多数の駅が集積する西日本最大の鉄道ターミナルであり、大阪の都心部でも最も交通の利便性が高い地域です。なお、敷地面積は 8 ページの表に記載しておりますが、北街区が約 1 万 5,000 平方メートル、南街区が約 3 万平方メートルからなります。

7 ページに、事業の規模、および概要を示しております。まず事業の基本計画と事業計画策定

の経緯について 7 ページに記載しております。

北街区の事業の規模は、建物高さ約 175 メートル、延べ面積約 17 万平方メートルで大規模建築物に該当します。概要としましては、商業、宿泊、住宅と新産業創出、知的人材育成機能として、そのプラットフォームとなる会議室などを導入する計画です。

また、南街区事業は建物高さ約 185 メートル、延べ面積約 41 万平方メートルで大規模建築物に該当します。概要としましては、商業、業務、宿泊、住宅と国際集客交流機能として M I C E 施設等を導入する計画です。

続きまして、8 ページをご覧ください。8 ページと 9 ページに施設計画を示しております。8 ページの表に示しておりますが、北街区の建物が南高層棟が高さ約 150 メートル、地上 28 階、北高層棟が高さ約 175 メートル、地上 47 階、地下はいずれも 3 階になっています。

南街区の建物が、南高層棟が高さ約 85 メートル、地上 51 階、北高層棟が高さ約 185 メートル、地上 40 階、そして地下はいずれも 3 階となる計画としています。

なお、駐車台数につきましては、8 ページの表の一番下に記載してありますが、北街区事業において約 700 台、南街区事業において約 990 台の駐車場を設置する計画としています。

9 ページの上に施設の平面配置、その下に東側から見た立面図を示しています。いずれの建物も、低層部の上に高層部が乗る形を計画しています。

なお、うめきた地区の地区計画において、計画地東側の南北の通りはシンボル軸、北街区と南街区の間、都市公園の中の東西の通りはにぎわい軸と位置づけられており、これらの沿道には植

栽を施すなど、大阪駅前の新たなシンボルにふさわしい都市景観の形成を図る計画です。

また、事業計画地西側には新梅田シティ側とのつながりを意識して、植栽などを整備する計画です。

続いて、10 ページをご覧ください。交通計画、駐車場計画についてですが、先ほど説明しました駐車場については、多くは地下駐車場とする計画です。その出入り口は全て事業計画地の西側に設ける計画となっています。駐車台数は、来場車両予測および法・条例により必要な台数を勘案して設定しています。また、駐車場台数には別事業であるグランフロント大阪への敷地外駐車施設における駐車台数も含んでおります。また、施設関係車両の主要な通行ルートは 11 ページの図に示すとおりで、周辺の主要な道路を通過して来場すると考えております。

次に工事計画について 10 ページの中ほどをご覧ください。工事工程については、北街区事業が 2021 年度春の工事着手、2025 年度春の工事完了。南街区事業が 2020 年度秋の工事着手、2027 年度春の工事完了を目標としています。工事の実施にあたっては、工事車両出入り口前の適切な誘導員配置や搬出の時間帯の配慮など、影響をできる限り低減し、安全な工事を行う計画です。なお、事業計画周辺では、昼間は多くの店舗等が営業しており、また自動車交通や歩行者通行も多くなっていることから、それらへの影響をできるだけ軽減し、安全な工事を行うために夜間にも工事を行う可能性があります。夜間工事を実施する場合には、警察、道路管理者等、関係機関と協議、調整の上、安全な工事計画を立て、実施します。

また、工事関係車両の主要な通行ルートは 11 ページの図に示すとおりで、周辺の主要な幹線

道路、および阪神高速を通行させる計画となっています。なお、工事車両の運行にあたっては、走行時間帯、運転車両の適正走行の周知徹底等に十分配慮する計画となっています。

以上で、事業計画の説明を終わります。

【事業者】 環境総合テクノスの田中と申します。よろしくお願いします。引き続き説明をさせていただきます。すみません、座らせていただきます。

2章、3章につきましては時間の都合もありますので、説明は省略させていただきます。

62ページをご覧くださいでしょうか。環境影響評価の計画、選定した項目と調査予測の方法について説明いたします。62ページ、63ページに環境影響要因と環境影響評価を行うこととした項目の関係、および選定、非選定の理由を表に記載しております。表の丸を付けたところが選定した項目となっております。

環境影響要因としましては、上に書いていますが建築物の存在、施設の供用、施設関連車両の走行、それと工事中の建設機械の稼働、工事関連車両の走行と土地の改変が考えられます。これに対しまして、大気質、地下水、土壌、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、日照障害、電波障害、廃棄物・残土、地球環境、風害を含む気象、景観、それと文化財を選定しました。選定しなかった項目ですが、水質・底質につきましては、排水は公共下水道へ流すこと、悪臭については悪臭を発生させる施設等はないことから選定しておりません。水象、動植物、生態系、自然とのふれあい活動の場につきましても、現地は操車場の跡地で、現在は基本的には更地となっておりまして、本事業による大きな改変はないということから選定しておりません。

では、次に 65 ページをご覧ください。65 ページの表に現地調査の内容を記載しています。騒音、振動、低周波音につきましては、計画地周辺で平日、休日の各 1 日、24 時間の調査を予定しております。調査地点は次の 66 ページの図に示しております。このうち、環境騒音、低周波音については、事業計画地の西側に、現在は鉄道敷、将来は道路になる予定ですが、これを挟んで住宅地があるということから、北街区、南街区それぞれの西側の住宅地に各 1 点、それと北街区の東側、グランフロント大阪の北にマンションがありますので、その近傍の 1 点で調査することとしています。

道路交通騒音、振動については、関係車両の主要な通行ルート沿道で住宅等がある地点を選定しました。

あと、電波障害については、電波測定車両による現地調査、景観については、計画地方向の写真撮影を行います。景観調査地点はその右、67 ページの図に示した 7 地点を選定しております。

なお、文化財につきましては、計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地ということになっておりますが、既に教育委員会によって発掘調査、および記録が行われており、その結果は 64 ページの表の一番下の文化財の調査方法のところに記載しております、『大深町遺跡発掘調査報告書』として取りまとめられております。なお、今後も調査が行われる予定となっております。よって、本事業者としては現地調査は行わない予定です。

では次に予測についてですが、68 ページをご覧くださいませでしょうか。68 ページに施設の存在、および利用についての予測内容、右の 69 ページに工事中の予測内容を記載しておりま

す。それぞれ、大気、騒音などは拡散式による数値計算、もしくは類似事例等に基づく推計などにより予測することとしております。気象については風洞実験、景観についてはモンタージュ作成を予定しております。

次に評価についてですが、70 ページの表に示しておりますように、大阪市の技術指針に基づく評価の指針に従い、項目ごとに環境保全目標を設定して評価します。

最後に、環境の保全および創造の考え方ですが、73 ページから 75 ページに示しておりますが、環境負荷の低減や周辺環境との調和にできる限り配慮し事業を実施していきたいと考えております。

以上で、簡単ですが方法書の説明を終わらせていただきます。

【近藤会長】 どうもありがとうございました。ただ今より質疑応答に移ります。本日は時間も限られておりますので、この場では総括的な質問をお願いしまして、今後、各部会で本格的にご審議いただければと思っています。

では、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【松井委員】 すみません、素朴な質問なのですが、対象地のところの真ん中に大きな緑地帯ができるということで、恐らく周辺の生態系ネットワークに与える影響がすごく大きいような気がします。生息地を新たにつくり出す方向に動くので、これが評価項目に入らないというのは大丈夫なのでしょうか。

【事業者】 おっしゃるとおり真ん中に大きな公園ができる予定になっているのですが、この公

園自体は都市再生機構が整備されるということになりまして、今回、環境影響評価をする対象事業には直接含まれていません。それと今回の事業者側では公園の中身をどうこうということもできないので、これについては北街区、南街区のアセスとしては、直接扱いません。そういうこともあって、生態系、動植物については評価項目としては入れておりません。

【近藤会長】 よろしいですか。

【松井委員】 とすると、われわれがその部分を審議するチャンスは別機会であるということですか。

【近藤会長】 事務局の方に言っていることだと思うんですけども。

【事務局】 この環境アセスメントの対象からは外れていますので、別にこういう議論する場は設けられません。

ただ、おっしゃるように、新しく生息地をつくるということにつきましては、われわれもその認識は持っております。

【松井委員】 ありがとうございます。

【近藤会長】 他、何かございますでしょうか。私から素朴な質問なんですが、要は北と南と別れて、真ん中に公園があるということで、人の動線というのは、どういうふうに動くようになるのでしょうか。

【事業者】 今回、公園部分についても少し計画の提案をさせていただいておりまして、公園の中に「ひらめきの道」というデッキレベルでの動線計画を提案させていただいています。南街区

と北街区のそれぞれをつなぐ歩行者ネットワークを強化していくという提案でございます。

【近藤会長】 他、何かございませんでしょうか。

【樋口委員】 確認なのですが、文化財について、方法書 64 ページのところで、調査方法が既存資料に基づく調査ということなんですけれども、ご説明の中では、まだ調査が続いているようなことをおっしゃられたような気がするのですけれども。

【事業者】 今、伺っているところでは、一応報告書は出ているのですが、都市再生機構と教育委員会が協議をされて、本年度も調査をされるということを聞いております。

その結果も、可能であれば踏まえて、最終的な評価をしたいとは考えているのですが、基本的には教育委員会と協議して、その指示に従って工事していきますという形の評価にならざるを得ないのかなとは考えております。

【近藤会長】 他、いかがでしょうか。

【松井委員】 騒音担当の立場からの話なんですけれども、グランフロントと今回の計画地のちょうど間のところに十字に大きい道路が通っているわけですね。先ほどの交通計画、動線計画を見ていると、かなり車が通交するような印象の図が出ていて、ちょうど昨日、このBとCの間、グランフロントの北館と南館の間のテラスでカフェにいたんですけど、すさまじい騒音レベルでして、サウンドスケープの観点からすると、あの騒音はここの空間の価値を毀損（きそん）していると思うのですが、あそこの交通管理は何か計画の中に含まれているのでしょうか。部会に近い話なんですけれども。

【事業者】 北街区、南街区の事業者として、この車両台数をコントロールするといいますか、現状も含めてコントロールするというのは難しいのかなと思われます。都市再生機構が土地区画整理として道路を通すという形で計画されて、都市計画も決定されているので、それに従って、この上に今回の事業を計画するという形で事業者としては考えております。

それと、調査予測としては、おっしゃったようにオープンテラスとかカフェとかあるんですけども、あくまでもそれは商業施設で、住居等ということではないので、ここの騒音、振動を測るということまではアセスとしては考えていないというところですよ。

【近藤会長】 それは部会のほうでまたご議論をお願いします。

【松井委員】 ソフトウェア対策のお願いに近いのですが、かなり大きな音が出ていましたので。

【近藤会長】 他、何かございませんでしょうか。

私から、もう1個だけ。交通計画の分野なのかも分かりませんが、公園が2つに分かれていて、その間に道路ができていますよね。そうすると、当然そこに人が結構行き来するかも分からないとなったときに、そこに交通車両を通さないということはないでしょうけれども、違うルートにさせるとか、そのようなことは少し考えられているのでしょうか。

【事業者】 事業者といたしまして、公道の通行規制をかけられるとは思っておりませんので、今のところは検討しておりません。

【近藤会長】 そちら辺も交通計画の分野でご議論をいただけたらと思います。

他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。本日は時間の都合がございますので、もう少し詳しい議論につきましては、個別の専門部会においてお願いしたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、事業者の皆さま、どうも本日はありがとうございました。ご退場をお願いいたします。

そうしましたら、続きまして、議題の4つ目といたしまして、「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書」です。配慮書の内容については、この後、事業者から説明を受けますが、まず、本事業の取り扱いについて、事務局よりご説明いただきたいと思います。

【事務局】 「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書」でございますが、こちらは市条例ではなく、環境影響評価法に基づきまして、事業者から提出があったものでございます。

この手続きでは、大阪市長の意見は、大阪府知事を経由して意見を述べるという格好になります。実際に、大阪府知事から、本配慮書に関わる市長意見の照会も受けているところでございます。これを受けまして、今後、環境の保全の見地から市長の意見を述べるということになります。

市条例におきましては、計画段階環境配慮書に対する市長意見の作成につきましては、専門委員会に諮問するという規定が整ってはいません。しかしながら、市長意見を返すにあたりましては、当然、技術的・専門的見地からの意見を述べることになりますので、手前どもとしましては、この専門委員会にご意見をなんとか頂戴できないかと考えてございます。どうぞ、よろし

くお願いを申し上げます。

【近藤会長】 ただ今、事務局からの説明があったとおり、専門委員からの意見を伺いたいという事ですので、この後の事業者からの説明を受けまして、委員の皆さまのご意見をいただき、私がそのご意見を集約して、事務局にお伝えする形をとらせていただきたいと思います。そのような取り扱いでよろしいでしょうか。何か、その点についてご意見がございましたら、よろしくをお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。私のほうでの意見を取りまとめさせていただくという形にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書」の内容について、事業者から説明をお願いしたいと思います。入場をお願いいたします。

準備はよろしいでしょうか。では、ご説明をよろしくお願いいたします。

【事業者】 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構でございます。本日は、「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書」についてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、本日来ておりますメンバーをご紹介します。私が鉄道・運輸機構大阪支社調査2課で課長をしております、増田でございます。よろしくお願いいたします。後ろ、同じく調査2課の櫛田でございます。

【事業者】 よろしくをお願いします。

【事業者】 また、本件の環境アセスメントに関する業務を委託しております、パシフィックコンサルティング徳田でございます。

【事業者】 よろしく申し上げます。

【事業者】 同じく古松でございます。

【事業者】 よろしく申し上げます。

【事業者】 以上、4名でご説明のほうをさせていただきます。

それでは説明のほうに入らせていただきます。お手元の配慮書の中身にそって説明をしてまいります。

最初に第1章、第一種鉄道建設等事業を実施する者、および氏名と住所についてご説明いたします。配慮書の1-1ページをご覧ください。事業者といたしましては、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構、代表者は北村でございます。住所は記載のとおりでございます。第1章の説明は以上となります。

続きまして第2章、第一種鉄道建設等事業の目的および概要についてご説明いたします。まず2-1ページをご覧ください。北陸新幹線の沿革を、表2-1-1のところに記載させていただいております。北陸新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、昭和47年6月に基本計画、昭和48年11月に整備計画が決定されております。その後、高崎から順番に工事、開業等を行っておりまして、現在、平成27年3月に長野・金沢間が開業し、東京から金沢までが開業しております。現在、金沢から敦賀間が、その上にありますように平成24年8月に着工いたしまして、現

在令和4年度末の開業をめざして工事を実施しております。

今度はその下、表 2-1-2 に、その基本計画および整備計画を書かせていただいております。整備計画ですけれども、建設線は北陸新幹線、区間は東京都から大阪市、走行方式は粘着駆動による電車方式で、最高速度が 260 キロメートル毎時です。その他、必要な事項といたしまして、主要な経由地としては長野市、富山市、小浜市付近。その他、東京都・高崎市間は上越新幹線を共用するとなっております。

1 枚めくっていただきまして、2-2 ページをご覧ください。一番上、2-2、第一種鉄道建設等事業の目的でございます。本事業は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、国民経済の発展、国民生活領域の拡大、地域の振興に資することを目的としております。また、北陸新幹線、敦賀・新大阪間は北陸圏と関西圏の移動の速達性、利用者の利便性の向上や、北陸新幹線全通により、北陸圏を經由して首都圏と関西圏をつなぐ東西間の幹線交通となることにより、今後、発生が想定されております東海、東南海、南海地震により影響を受けることが想定されている東海道新幹線の代替機能を担う重要な役割を持つことを合わせて目的としております。

続きまして、2-3 で事業の内容を記載しております。2-3-1、名称および種類につきましては、記載のとおり北陸新幹線で、種類としては新幹線鉄道の建設で、環境影響評価法の第一種事業となっております。事業実施想定区域の位置につきましては、2-3 ページをご覧ください。

赤線が事業実施想定区域で、背景でグレーになっているところが、その事業実施想定区域がかか

る市町村となっております。その中で今回大阪市ということもございますので、スクリーンで大阪市にかかるところを拡大で表記させていただいております。

こちらは、2－3ページにありますところの、新大阪駅付近の丸のところを拡大させていただいております。大阪市の中では東淀川区、旭区、都島区、北区、淀川区がエリアとして入るといってございまして、う形になってございます。

配慮書の本文に戻らせていただきまして、2-3-3、規模でございまして、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）は敦賀市を起点とし新大阪駅を終点とする事業でございまして、駅としては、敦賀、新大阪の他に小浜市付近、京都駅、京田辺市付近を設置する計画でございまして。

その他、単線、複線の別は複線で、動力は交流2万5,000ボルト、あと第一種事業に関する事項としては記載のとおりでございまして。

続いて2－4ページ、事業実施想定区域を設定する際の考え方をまとめさせていただいております。先ほどの2－3ページに記載しました、事業実施想定区域を設定するにあたりましては、ここに書いている項目を考慮して設定しております。大きく3項目ございまして、新幹線事業の特徴として、本事業のルート決定により、駅の設置位置が事業計画上のコントロールポイントになります。あと、高速走行線を可能にするためのルートを作ること。それから、主要な線形条件としては、最小曲線半径は4,000メートル、最急勾配は15パーミルを基本として計画をしております。あと、地形・地質による制約条件、あとは環境要素等による制約条件については記載のとおりでございまして。

一番下のアスタリスクのところが複数案の考え方です。今回、配慮書の段階ですので、複数案の考え方を使用しております。本配慮書の時点では、具体的なルート案を単一に絞り込んでおらず、幅を持ったルート帯を示すことで複数案と見なすということにさせていただきます。

2－5 ページに、今後のルート検討における主な考慮事項を書かせていただいています。この中で、今回は大阪市ですので、大阪市に関係するものをピックアップしてご紹介いたします。上から2 番目、大阪市およびその周辺においては、基本的に地下トンネルとするよう検討を行います。3 番目、全体の約8 割がトンネル区間であるため、掘削発生土の受入地を検討し、その輸送に伴う周辺交通等への影響を可能な限り低減するよう検討を行います。4 番目、京都市、大阪市、およびその周辺の地下トンネルは、可能な限り、道路等公共用地の下の活用を考慮し、必要に応じて「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の活用も検討を行います。7 番目、市街地における工事施工法や、京都駅、京田辺市附近駅、新大阪駅への入り方について詳細な検討を行うということを、今後の考慮事項としたいと考えております。

以上が2 章の説明でございます。

続きまして、第3 章、事業実施想定区域およびその周辺の概況についてご説明いたします。3－1 ページをご覧ください。

まず、事業実施想定区域、およびその周辺の対象は、事業想定区域を含む市町とし、以下の2 府1 県24 市町を対象としております。また、第3 章につきましては、オープンデータを基本とし、対象24 市町のデータを県別に集計した表で整理するとともに、事業実施想定区域を重ね

た図面で整理をいたしております。

まず最初、3－1、自然的状況でございます。3－1 ページから3－9 ページまでずっと並べておりますが、こちらが大気環境に関する状況になります。大阪でいきますと、3－5 ページに、NO_x 総量規制地域ですとか、3－6 ページに自動車NO_x・PM法の対策地域、あと、騒音規制法の対象地域と、そういうものがございます。こちらが3－9 ページまで続いております。

それから今度、3－10 ページから3－13 ページは水環境の状況になります。続きまして、3－14 ページから3－15 ページが、土壌および地盤の状況ということになります。

それから3－16 ページから3－18 ページが、地形および地質の状況になります。注目すべき地形・地質の分布ですとか、鉱山の状況なども書いております。

それから3－19 ページから3－28 ページが、動植物の生息、または生育、植生、および生態系の状況になります。次に3－20 ページの図 3-1-9 をご覧いただきますと、こちらは植生区分の概要ですけれども、大阪市につきましては、概ね市街地ということになります。

それから3－22 ページ、こちらは自然度の高い植生の概要でございます。こちらが3－27、3－28 と続いてございます。

あと、3－28 ページには、大阪には関係ございませんが、ラムサール条約湿地の分布状況を表にしております。

3－29 から3－32 ページにつきましては、景観および人と自然との触れ合いの活動の場の状

況になります。

続いて、3－33 ページからは社会的状況の項目になります。まず、3－33 から3－35 ページは人口および産業の状況になります。市町の状況ですとか人口密度などを書かせていただいております。

それから3－36 ページ、3－37 ページは土地利用の状況になります。3－37 ページをご覧ください。ただきますと、大阪市は概ね建物用地ということになってございます。

また、3－38 ページから3－41 ページにつきましては、地下水道の利用状況を記載しております。3－41 ページには地下水の利用の状況で、こちらにつきましては湧水、酒蔵、蔵元、あと災害時の協力井戸を中心に記載させていただいております。

それから3－42 ページ、3－43 ページは交通の状況でございます。

3－45 ページから3－48 ページは学校、病院、それから住宅等の状況になります。

かなり細かく分けさせていただいております。3－48 ページを見ていただきますと、大阪は人口集中地区ということになります。それからあと、3－49 ページから3－69 ページは、その他法令等による指定区域の状況になっております。3－50 ページには自然公園の指定状況ですとか、そういう細かいところも含めて記載させていただいております。

3－61 ページには文化財の状況ということで、大阪にございます文化財について記載させていただきます。

3 章の説明は以上になります。

続きまして、第4章、計画段階配慮事項ごとに調査、予測および評価の結果を取りまとめたものについてご説明をいたします。4-1ページをご覧ください。

計画段階配慮事項選定にあたり、表4-1-1に示しますように、事業想定区域を明り区間、トンネル区間山岳部、トンネル区間都市部の3つの空間に区分しました。それぞれについて、区分ごとに想定される影響要因は表4-1-2に示すとおりでございます。

ここでは鉄道施設の存在、および鉄道の供用を対象とし、工事の影響は考慮しないこととしております。なお、先ほど2章の2-7ページでご説明しましたとおり、大阪市につきましては基本的にトンネルで考えております。そのため、続きの内容につきましては、トンネル区間都市部に限定して説明させていただきます。

4-2ページをご覧ください。こちらにつきましては、計画段階配慮事項の選定項目を整理しております。項目の選定については、影響要因と環境要素に応じて、環境の影響の重大性を考慮し、計画段階で検討することが望ましい項目を選定しています。選定した環境要素といたしましては、上から騒音、低周波音、振動、水質、地下水、水資源、地形および地質、文化財、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場となっております。それぞれの項目の選定の理由につきましては、4-3ページに項目別に記載をさせていただいております。

続きまして4-4ページをご覧ください。こちらからは調査、予測および評価の手法について記載させていただいております。予測につきましては、調査結果と事業想定区域の重ね合わせにより影響の程度を予測しております。評価につきましては、調査および予測の結果を踏まえ、実

行可能な範囲で環境への影響が回避、または低減されているかを評価しております。選定した理由につきましては、4－5 ページに示しております。

4－6 ページ、4－3 からは、調査、予測および評価の結果を示しております。ここでは4－6 ページにあります騒音を基本例にしまして、基本的な流れを説明します。まず、1) 影響要因において区間ごとに影響要因を抽出しています。今回の騒音ですと、トンネル区間の都市部において、鉄道施設や、車両施設、換気施設が供用されることによって騒音が発生するというのを影響要因として挙げております。

続いて、2) 調査におきまして事業想定区域内の環境要素に関する情報を抽出しております。

続いて、4－8 ページの3) 予測におきまして、調査結果と事業実施想定区域との重ね合わせにより、事業の影響を予測しております。ここでは、一番右の都市部でいきますと、鉄道施設の供用によりまして、事業想定区域には学校、病院、住宅等の環境保全施設が存在し、これらの施設の近傍で換気施設が供用する場合には、騒音の影響を及ぼす恐れがあると予測しています。

最後に4－9 ページ、4) 評価におきまして、重大な環境影響の回避・低減ができると評価しております。

ここではトンネル区間都市部のところで評価を行っておりまして、若干割愛しますが、環境施設の位置の検討段階でできる限り回避できるよう配慮する、また、方法書以降の手続きにおいて、詳細な予測・評価を行い、環境保全措置を検討する、以上のことにより、重大な環境影響の回避・低減が図られると考えられる、というふうに結論づけております。今のは総論ですけれども、こ

れを各項目について4－10 ページ以降で行っております。ここでは時間の関係がございますので、4－44 ページのほうに総合評価という形で、環境要素別に予測および評価の結果をまとめさせていただきます。こちらで説明をさせていただきます。

4－44 ページ、騒音につきましては、今、ご説明をさせていただきました。次の低周波音、振動につきましては、騒音と同じ内容になってございます。続いて水質についてです。水質につきましては、濁水や生活排水等を公共用水域に放流する場合には、必要に応じて濁水処理や污水处理等の対策により、水質への影響を回避・低減することとしております。

続いて、地下水と隣の水資源についてです。こちらはトンネル等の地下構造物の存在により、地下水および水資源に影響を及ぼす恐れがあると予測されるため、方法書以降の手続きにおいて、周辺の水利用調査を確実に実施し、その上で施工方法等について専門家の助言等を受け、詳細な予測・評価を行い、環境保全措置を検討することから、重大な環境影響の回避・低減を図ると評価しております。

続いて、地形及び地質と文化財についてです。こちらは計画を深度化する段階で、対象となる地形、地質および文化財を回避する、またはやむを得ず通過する場合は、影響が小さくなるよう構造等に配慮することにより重大な環境影響の回避が図られると評価しております。

続きまして、今度は動物、植物、生態系についてです。こちらにつきましては、計画を深度化する段階で、対象となる自然公園等を回避する、またはやむを得ず通過する場合は、影響が小さくなるよう構造等に配慮します。

また、方法書以降の手続きにおいて、現地調査を行い、貴重な種の生息、生育環境が変化すると予測される場合には、必要に応じて専門家の助言等を受け、環境保全措置を検討することから、重大な環境影響の回避・低減が図られると評価しています。

あと、4－46 ページ、景観につきましては、こちらは計画を深度化する段階で、対象となる景観資源等の改変をできる限り小さくし、地上施設の形状・色彩に配慮することにより、景観への影響は小さいと考えられるため、重大な環境影響の回避・低減が図られると考えております。

また、一番下、最後に、人と自然との触れ合い活動の場につきましては、こちらも、計画を深度化する段階で、対象となる触れ合いの活動の場を回避する、またはやむを得ず通過する場合には、影響が小さくなるよう構造等に配慮することにより、影響は小さいと考えられることから、重大な環境影響の回避・低減が図られると考えております。

第4章の説明は以上になります。

最後に、第5章ということで、本配慮書に対する意見書の提出についてご説明します。

5－1 ページをご覧ください。環境保全の見地からの意見書は、5－2 ページの意見書の様式に基づきまして、インターネットと郵送による提出で一般の意見を求めています。提出期間につきましては、6月1日から7月1日というふうにしております。

最後に、資料編ということで、ここでは市町のデータ、各種基準、それから動物の重要種を整理しております。

配慮書の説明は以上となります。ありがとうございました。

【近藤会長】 どうもありがとうございました。では、ただ今から質疑応答に移ります。時間も限られていますので、この場では総括的な質問をお願いいたします。何か、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

【岡崎委員】 すみません。この内容を評価するときに、大阪市側は全て地下でいくのか、それとも一部地上に上がられるのか、特に淀川は京都と大阪の2か所で川を渡る形になると思うんですけども、その辺について、どのような計画なのか教えてください。

【事業者】 実際に地上にするか地下にするか、まだ熟度を満たしておりませんので、その辺は決めかねているところも若干ございますが、大阪市とその隣の守口市とか、そういうところの境の淀川につきましては、基本的に地下で通ることを考えております。その先につきましては、地下にするか地上にするかも含めて、まだ検討中でございます。

【岡崎委員】 ありがとうございます。植物等の見地から見ると、淀川水系は割と動植物がとても重要なところになっていますので、その辺がどのようなふうになるのかちょっと心配なところがありまして、聞かせていただいた次第です。どうもありがとうございます。

【近藤会長】 他、いかがでしょうか。

【大島会長代理】 今の質問と関連するんですけども、地盤沈下について、これもやはりルートが決まっていないので、まだこの先かもしれないですけども、地下を走行する場合、大深度を通るかもしれないですが、大阪市内であればいずれにしても軟弱な地盤を通るので、沈下のことは当然、施工時には非常に問題になるかと思います。その辺は今回の対象には入っていないという

解釈でよろしいですか。

【事業者】 こちらについては事業計画の熟度とか調査データの状況を勘案して、配慮書段階では選定はしていないということです。今後の項目選定とか、詳細な調査、予測、評価につきましては、配慮書に対するご意見も踏まえながら、方法書以降の手続きにおいて検討してまいります。

【大島会長代理】 分かりました。

【近藤会長】 他、どうでしょうか。

【岡部委員】 私は電波障害が担当で、今回は大阪市内はほぼ地下だろうということで、恐らく関係ないと思うんですけども、この配慮書に電波障害がないのですけど、これはこの段階だからで、計画実施にあたっては評価をされるという理解でよろしいでしょうか。

【事業者】 そのとおりです。今後、計画の深度化が図られた段階で、項目設定、調査等についても検討してまいります。

【近藤会長】 他、いかがでしょうか。

【樋口委員】 すみません。まだ、配慮書をつくるという歴史が浅いので、私自身も毎回勉強をさせていただいているようなことなんですけれども、今回、何か対案があるというわけじゃなくて、幅を持ったルート帯を示すことで複数案とみなすということで、実際にルートを選定するようになったときに、この委員会や他の委員会等で議論されたことも加味されてルートが決定してくると思うんですが、例えば、このルートをとると、この点の影響はなくなるが別の点で影響があ

る、というような相反することになるということがよくあると思うんです。

そういうときに点数化して、一番最適なものをとるみたいな、計画アセスならば本来はそういうことになると思うんですけど。今回のルート選定では、環境への配慮に対して、今回は定性的な評価にとどまっていますけれども、今後議論が重なった中で、そういう総合的、定量的な評価で採点してルート設定をするようなイメージはあるのでしょうか。

【事業者】 あくまで配慮書の段階で、当然熟度も浅いということもありまして、いろんな案を幅という形で含ませて、今回は定性的に評価させていただいています。

今、ご指摘があったとおり、当然、ルートを絞り込んでいきますと、微妙な線引きの中で絞り込んでいくということが、往々にして今後も想定されると思います。

その中で、準備書の段階でそういうものが示せば一番いいかと思うので、その辺り、どういうアウトプットになるかは、まだこれから調査していかないと分からないのでイメージは固まっていないのですが、例えば今おっしゃったように点数化できるのであれば、そのように評価できれば一番いいかとは思っているところです。ただ、今の段階ではそれができるかどうかというのは、まだ整理できておりません。

【樋口委員】 というのは、最後、総合評価する上では、経済性などいろんな評価軸がある中の、環境というのが一つの評価軸になるんですけど、それがどのぐらいの比重で重きを置くのかというのは、ちょっと気になるところではございます。

【事業者】 今、委員からございました意見も踏まえて、社内で検討します。過去は、正直申し

上げますと、経済性優先で環境は二の次というところも若干あったかなと思っていますけれども、今はそういう時代でもない、機構内の認識はございますので、その辺り、今いただいたご意見も踏まえて、少しでもこういう環境に関するものも当然踏まえて評価をしていきたいというふうに考えています。

【近藤会長】 他に、何かございますでしょうか。

【岡崎委員】 すみません、先ほどの質問と同じようなことなんですけれども、淀川にはワンドスゲというスゲの仲間があって、3か所ぐらいにしかないものがあつたりとか、この間、アマチュアの人に紹介をされて見に行ってきましたけど、思いがけずに絶滅危惧種に近いものとか、あまり報告されておらず表にまだ出ていないものもありますので、地下に潜ろうが地上であろうが、やはり影響があるので、そこの辺が早いうちに分かれば、こういった委員会等で、そのことを言っていける機会、あるいは一般の人が言っていく機会があると、ルートももう少し考えていけるのかと思います。ルートは後々変えていけませんので、早いうちにこういったことを考慮していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事業者】 分かりました。

【近藤会長】 他はどうでしょうか。

【小谷委員】 大阪に特に顕著なのが、土壤汚染対策法の関係で、形質変更時要届出区域というのが非常に多くあります。3-10ページの青いマークですかね、たくさんありますけど、ルートが決められてから評価項目が出てくるかと思うんですけれども、土壤の掘削に伴う発生土も含め

て、特に大阪については配慮をしっかりといただけるようお願いしたいと思います。

【事業者】 そういう法律等につきましては重々承知しておりますので、適正に考慮しながら事業を進めたいと思います。

【近藤会長】 他に何かございませんでしょうか。いろんな案が出てきて、最終決定していくわけなんです、そういったプロセスっていうのは、オープンになるものなのではないでしょうか。

【事業者】 当然、段階段階では余計な詮索が働いたりですとか、いわゆる情報操作になってしまふとまずいので、その辺りの配慮はありますけど、基本的には、機構としてはできる限り、出せるものは出していきたいというふうに考えているところです。

【近藤会長】 やはり、そういうものはオープンにしていくほうが透明性とか、いろんな意味で、今後重要かと思っておりますので、ぜひそこら辺も検討願います。言うように出せないものもあるんだろうと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。他、何かございませんでしょうか。

大体出尽くしましたでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら時間の都合もございまして、以後の議論につきましては個別の対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では議題4につきましては、以上で終了させていただきたいと思ひます。事業者の皆さま、どうもありがとうございました。ご退場をよろしくお願ひします。

【事業者】 ありがとうございます。

【近藤会長】 どうもありがとうございました。では、今後の審議の進め方について、事務局よ

りご説明をお願いいたします。

【事務局】 今後の進め方でございます。「うめきた２期地区北街区開発事業 うめきた２期地区南街区開発事業 環境影響評価方法書」につきましての審議でございますが、本日の諮問以降、総括部会、大気部会、水質廃棄物部会、騒音振動部会、地盤沈下部会、日照阻害部会、電波障害部会、景観部会、文化財部会の各部会におきまして、それぞれ専門分野ごとに検討を進めていただきたいと考えてございます。

事務局としましては、８月上旬を目途といたしまして、答申を賜りたいと考えてございますので、スケジュール方、あわせましてよろしくお願い申し上げます。なお、先ほどの質疑の中で、松井委員から生態系のことについて、公園を含めたところのご意見を頂戴したところでございます。今、私が申し上げました中に、陸生生物、水生生物ともに、生物部会の開催についてご提案を申し上げてはおりません。生物多様性につきましては、もともとこの方法書の中で植栽計画は、例えば在来種を使うというような提案が盛り込まれていたり、あるいは緑の連続するネットワークをつくるというようなことで、生態系、あるいは動植物に対する影響を与えるものの評価につきましては、こうした記載がございますことから、それぞれ陸生、水生ともに生物部会を開催しない方向ということで、今回はご提案申し上げているところでございますが、公園を挟みました複合影響ということでご議論の必要があるということでしたら、部会の開催はございませんけれども、会長が「この機会に」ということで意見を求めるというふうなご判断をされるようでしたら、若干のお時間はありますことをこの場で申し添えさせていただきたいと存じます。

次に、北陸新幹線でございますけども、近藤会長に委員の皆さま方からの意見をご集約いただくということでございます。これを踏まえまして市長意見を作成したいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

また、市長意見がまとまりました際には委員の先生方にもご報告を申し上げたいというふうに考えてございますので、合わせてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【近藤会長】 どうもありがとうございました。ただ今の事務局からの提案がありました内容や、会議全般を通じまして、何かご質問等はございますでしょうか。

生態系については、どういうふうに考えればよろしいでしょうか。各部会の中で少し議論をさせていただくということでもよろしいですか。

【事務局】 それでも結構ですけれども、例えばこの機会にご意見があるというようでしたら、いかがでしょうか。

【近藤会長】 生態系についてはどうでしょうか。

【内井委員】 都市部に緑地を新たに生成することによって、一つ、懸念されるのが、例えば、昨年だか一昨年だか、東京で代々木公園がデング熱の媒介のホットスポットになったということがありました。例えば旅行者が立ち寄るような人口密集地域に、そういう感染源となり得る場所を、都会に緑地ができるのはいいようには聞こえるのですけれども、これから温暖化の中でも、熱帯地方の感染症のことについて考慮されているかどうかというのが、一つ気になるころではあります。

【岡崎委員】 植物の側から言わせていただくと、昔、この付近のアセスがあったときは、どのような花を植栽するかというのが、景観と生物で一緒に見せていただいた気がするんですが、今回はないんだなというのがあって。今回は事業計画地と公園部分の事業主が異なっているというように話で、今回のこの北街区、南街区の開発は、従来の一セット型みたいなものじゃないという点が今までと違うのかなと。その部分が私の理解しかねているところもあるんですけども。

どのようなものを植えるかぐらいは教えていただくと、在来種でいいというわけではなくて、やはり大阪にあるだとか、近隣の森に対して影響を与えないような在来種でないといけないと思います。遺伝子汚染のような形になっては、ちょっと問題がありますし、また植えるときには、なるべく大阪市が考えているいわゆる緑地帯、緑地帯の鳥とか、小さな動物たちが移動できる、そういった緑の改良として考えるとしたら、やはりそういった樹種を植えるのが妥当だと思うんですけども、それは緑地課のほうが考えているのか、このアセスメントでどこまでやれるか、ちょっと分からないので、そこを事務局にお教えいただきたいのですけれども。

【事務局】 先ほどの質疑の中でも少し申し上げましたように、この手続きが違うと言いますのは、要は開発事業者が違うからということになっております。この、うめきたの北街区と南街区は、今日説明がありました事業者が開発をします。公園は別の事業者が開発をすることになるのでございます。つきましては、他の事業者の内容についてどこまで言えるかというところになるわけでございます。ただ、全く関係がないということには、なかなかならない部分もあるかと思っていますので、これにつきましては、うめきたの開発と複合することによる影響というような視点

でご意見を頂戴することができましたら、可能な範囲の中で反映してまいりたいというようには考えているところでございます。

【近藤会長】 公園をつくるときにも、多分何か委員会があるんだと思うんですけど、そういうところでは、こういう議論というのは出ないものなののでしょうか。

【事務局】 この公園については、環境アセスメントの対象にはならないのでございます。

【松井委員】 多分、東側にはナレッジキャピタルとか、あの辺のグランフロントのベンチからの風景と、西側のこの緑の空間で安らぐのと、そこをつなぐ、この真ん中の交差点の交通の動線を美しくするのと、街区全体で先ほどの、気候変動に対応するというのが、統合的にやられないと、梅田の生命線になる地域のところがバラバラに走ると、かなりまずそうな気がして。どこか全体最適を図っているような協議会とか、何かがあるんですか。

【事務局】 このまちづくりのコンペ自体は、この 17 ヘクタール全体を通してのまちづくりの提案というふうなもので採択されたように聞いてございます。手続きとしては、環境アセスメントが届く範囲は今申し上げたとおりではございますけども、もともと公園の中身も含めて、こういう開発をしたいんだというふうなまちづくりのコンペがあり、それに対する提案があったのは、この事業者ということでございます。もし、補足がありましたら。

【都市計画課長】 すみません、補足の意味を込めまして説明させていただきます。都市計画局で都市計画課長をしております西江でございます。

うめきたの開発は、今、委員がおっしゃったように、非常に大阪市の中でも重要な開発だとい

うふうに認識しておりまして、特に都市再生緊急整備地域の中で、あれだけの面積の再開発を緑と一緒にやるということで、一体的な開発をしようというのは当初のコンセプトから思っております。そのために、都市再生緊急整備協議会というのがございます。これは内閣府とか、経済団体、それと学識経験者、および大阪府、大阪市などで構成される協議会がでございます。この中でまちづくりの方針を議論したり、今後もうめきた全体のあり方というものを、全体的なトータルのバランスをとるために、都市再生緊急整備地域の協議会の法律の枠組みの協議会の中で議論してまいります。以上です。

【事務局】 手続きが違ってはまいりますけれども、一体的な開発の中で、ということにつきましては、間違いのないものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

【近藤会長】 今の議論は、もし可能でしたら、メールか何かでいろんな意見を集めていただいて、総括部会等で少し集約して、なんらかの形で提案できるような形をとらせていただけたらなと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 検討させてください。

【近藤会長】 そういうことでよろしいでしょうか。

【岡部委員】 よろしいですか。私はほとんど専門外なのですが、真ん中のこの公園部分について、今回のアセスメントの対象外だと、これはもう法律がそういうルールになっているので仕方がないと思うのですが、やはり真ん中がどうなるかというのが、口頭だけの情報ではイメージもつかめないなので、参考情報として事務局のほうで集約して、委員のほうに提示していただ

くような形があると、議論がもう少し深まるかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【近藤会長】 それ以外に何かご質問等ございますでしょうか。

【樋口委員】 今の話に似たような話なのですが、やはり人や車の動線の話でも、そのような話がありましたよね。これは自分たちで管理できる問題じゃないんだ、というようなことを言われたのですけれども、それもやはりアセスできちんと、道路交通の話も出ているわけですので、そこに対して、この専門委員会としては意見を言っていることなんですよ。事業者が、それを今後自治体等と協議してどうやられるかというのは、また別の話で、われわれとしては、環境影響ということを考えた上では、こういうことに努めてほしいとか、そういう意見を出すことはいいのではないかと思っているのですけれども。

【事務局】 おっしゃるとおりです。事業者は、例えば交通を整備をするということは事業者だけではできないと、そういうことを言ったのだと思います。

【近藤会長】 生態系も交通量も、あるいは人の動きもかなり総括的に考えないといけない点があると思うのですが、ここの環境影響については、やはり北と南の開発区域に対してやって、全体については、また事務局のほうで、こういった形で、委員会としての意見を集約できるかについて、少し考えていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたい。

【事務局】 ありがとうございます。複合影響ということにくるのが一番うまくいくのではな

いかと思っておりますということと、事務局の不手際で、環境アセスメントの方法書の手続きのペーパーしかお出しできておりませんが、途中で申し上げましたように、17ヘクタール全体のまちづくりのコンペでどういうふうな提案があったのかと、どういうまちづくりをしたいのかというふうなことに付きましては、関係部局から入手することもできますし、また公表されている資料もございます。全体としてはトータルでこういうふうなイメージですということはお示しできるのではないかと考えてございます。本日は、手前どもの段取りが悪くてお示しできておりませんことをお詫び申し上げます。また改めて、後日になりますがご用意させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【近藤会長】 どうもありがとうございます。それ以外に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今のことはまた相談させていただくとして、以上で本日の議題については終了させていただきたいと思います。では、以後、事務局のほうでよろしくお願いいたします。

【司会】 本日は近藤会長はじめ、委員の皆さまには大変お忙しいところ、ご審議を賜り誠にありがとうございました。これをもちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会全体会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。